新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和2年2月13日
新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 基本方針

- 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

2. 緊急対応策（主なもの）

(1)帰国者等への支援

◆帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- 政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- 国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応

船内の患者を病院へ輸送する様子

◆帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

- 国民への正確な情報提供
- PCR検査、健康診断等

◆邦人の安全確保のための支援

(2)国内感染対策の強化

◆病原体等の迅速な検査体制の強化等

- 国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- 全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- 新型コロナウイルス感染症の検査法の開発

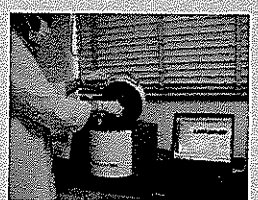

PCR検査

◆感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- 国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

◆検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- 簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- 民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- 感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

◆マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

(3)水際対策の強化

◆全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- 地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- 検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- 航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

◆健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- 健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

◆入国管理の更なる強化

- 出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

通訳を介した上陸審査の様子

(4)影響を受ける産業等への緊急対応

◆国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- 厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置
- 宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

◆観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- 日本政策金融公庫等に5,000億円の緊急貸付・保証枠を確保し、公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰りを支援
- 中小企業生産性革命推進事業等により、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

◆雇用対策

- 雇用調整助成金の要件緩和

(5)国際連携の強化等

◆感染症対策に係る国際支援

- 分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
- 各国地域との連携による国際的な感染動向の把握
- NPOなどによる国際貢献の支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

令和２年２月13日
新型コロナウイルス感染症対策本部

１．　基本方針

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せており、世界保健機関（WHO）は、１月30日[1]、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態[2]」を宣言した。

我が国は、速やかに新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定するとともに、２月１日から、上陸の申請日前14日以内に湖北省における滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の措置を講じた。さらに、２月13日から、より包括的かつ機動的な水際対策として、感染者が多数に上っている地域から来訪する外国人や、感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人に対し、迅速に上陸拒否を行うことのできる措置を講じた。

また、世界に先駆けて、武漢在住の邦人等763人の帰国を支援し、帰国後の生活支援、健康管理を行ってきたほか、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスについて、検疫法に基づく検疫を実施中である。

こうした状況下において、政府として、国民の不安をしっかりと受け止め、水際対策とウイルスの国内まん延を食い止めることに全力を挙げて取り組む。あわせて、国内の検査・治療・相談体制等の充実・拡充に向け、やるべき対策を躊躇なく決断し、実行していく。

今般、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。その上で、今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

---

[1] ジュネーブ時間

[2] PHEIC: Public Health Emergency of International Concern

２．　緊急対応策

（１）帰国者等への支援

○帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客（以下「帰国者等」という。）の生活支援及び健康管理に万全を期すため、各府省庁連携の下、医官、看護官を含む自衛官等をはじめ多くの政府職員を派遣し、さらに、DMAT・DPAT をはじめとする医療従事者等の協力も得ながら、支援物資の配布、携帯電話や Wi-Fi ルーター・簡易無線等の通信機器の提供、PCR 検査[3]、健康相談等を実施している。引き続き、帰国者等の方々の健康管理に万全を期すため、ニーズに応じて必要な活動を行う。

あわせて、今般、国の要請等に基づき、政府チャーター機で帰国された方々の受入れに協力いただいた民間企業等に対して、その貢献を踏まえた必要な対応を行う。また、政府職員が全力で本業務に取り組めるよう必要な環境整備を行う。

○帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

帰国者等の健康不安に的確に対応するとともに、国民への正確な情報提供を通じて、帰国者等が円滑に社会に復帰できるよう万全を期す。帰国者等に対して実施した PCR 検査や健康診断等の経費については、国において負担する。

また、日本人学校の臨時休校などにより、中国から一時帰国した児童生徒等について、学校への受入れ支援やいじめ防止に関して、各都道府県教育委員会等に通知を発出するなど、必要な取組を実施する。あわせて、帰国した児童生徒の就学機会確保のための相談の対応を行う教育相談員を海外子女教育振興財団に新たに配置する。

○邦人の安全確保のための支援

今後、感染が拡大する国・地域に滞在する邦人の国外退避等を支援する必要が生じた場合には、必要な要員の現地派遣、医療品等の物資の邦

---

[3] PCR 検査：DNA を、その複製に関与するプライマー等を用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検出検査に汎用される。

人への支援など、速やかに対応する。

また、中国に留学中の日本人留学生の安全確保のための連絡体制の構築及び奨学金支給手続きの柔軟化を関係機関に要請する。

（２）国内感染対策の強化

○病原体等の迅速な検査体制の強化等

国立感染症研究所において、判定を速やかに行う多量検体検査システムの緊急整備を行い、検査可能検体数を大幅に増加させる[4]とともに、地方衛生研究所における次世代シークエンサー[5]及びリアルタイム PCR 装置[6] の整備を支援することで、検査体制を拡充し、全国に 83 ある地方衛生研究所の概ね全てでリアルタイム PCR 検査を実施可能とすることを目指す。また、大学や民間検査機関への外部委託も活用するとともに、検査用試薬が不足することのないよう所要の予算を確保する。

新型コロナウイルス感染症の検査法について、産業技術総合研究所が開発した迅速ウイルス検出機器を新型コロナウイルス感染症にも対応できるようにするなどの開発に緊急に取り組むとともに、国立感染症研究所に全ゲノム配列決定システムを導入し、今後の遺伝子変異等にも速やかに対応して検査精度の維持を図るほか、患者の重症度等の病態を評価する検査法を確立・実施するための検体検査システム及び臨床的に効果があったとされる薬剤の効果を測定する試験機器システムを導入するなど、体制整備を行う。

新型コロナウイルス感染症に関する情報を迅速に収集し、国立感染症研究所等における研究にも資するよう、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行う。

感染拡大の防止に向け、診療所、その他の医療関係施設等に対し、施設内で勤務する職員が武漢市を含む湖北省等への訪問歴を有する場合に都道府県・保健所等へ報告するよう要請するとともに、空港や鉄道関係者等に感染予防対策（マスク着用、手洗い等の励行）の徹底や、感染

---

[4] 現在、国立感染症研究所においては、１回（６時間程度）に 200 程度の検体の検査が可能であるが、これを 800 程度に増加させる。

[5] 次世代シークエンサー：DNA を構成する核酸の配列を、同時並行で高速・大量に読み取る解析装置。

[6] リアルタイム PCR 装置：PCR 検査において、DNA 断片の増幅とその検出を同時に行う装置。迅速性に優れる。

が確認された場合の速やかな報告を要請する。また、大学入学者選抜等の実施時期であることに鑑み、受験生が感染した場合等における柔軟な対応について各大学等の実情に応じた検討を依頼する。こうした取組をはじめとして、国民の不安や疑問に対応するため、NHKや関係機関等への的確な情報提供・注意喚起を行うとともに、相談体制の充実を図る。

○感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

治療体制については、現在、受入が可能となっている全国の医療機関に対し、1800床以上の病床が確保されるよう支援を行っている。また、国立国際医療研究センター等における重症患者等への治療法開発や疫学研究等を加速することにより、治療体制の早期の充実を図る。また、感染した入院患者の医療費は、公費により負担する。

国民の方々の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、各都道府県において、感染疑い例を診察するための帰国者・接触者外来、また、それにつなぐための帰国者・接触者相談センターを設置するよう要請するとともに、必要な財政支援を行う。

○検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

日本医療研究開発機構（AMED）を通じて研究費を重点的に配分することなどを通じて、国立感染症研究所や東京大学医科学研究所を中心に、民間企業とも連携しつつ、インフルエンザ検査同様の簡易な方法で診断が可能な診断キット、抗ウイルス薬、組み換えタンパクワクチン等の開発や、構造解析技術等による既承認薬からの治療薬候補選定に早急に着手する。

あわせて、厚生労働科学研究費による支援や科学研究費助成事業（特別研究促進費）による日本学術振興会からの支援により、新型コロナウイルス感染症に関する知見の収集を行うとともに、民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立を図る。また、新型コロナウイルスに関連した遺伝子組換え実験について、優先的に審査を実施する。

また、国際保健分野においては、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）への拠出を通じて、国際協力による民間企業を含むワクチンの早期開発を支援する。

○マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

医療関係団体に対し、医療機関へのマスク等の安定供給について協力を求める。また、メーカー及び卸売販売業者の団体に対して、マスクの増産等について要請するとともに、要請に応じる事業者に対してマスク生産設備の導入補助を行うなど、十分な量のマスクを継続的に供給できる環境を整備する。加えて、薬局関係団体に対し、マスクの過剰発注等を自粛するとともに、一人当たりの販売数量制限や転売目的の購入は望ましくない旨の掲示を行うよう要請する。

あわせて、国内医薬品・医療機器業界に対して、医薬品等の原料等の製造ルートの確保や供給に支障がある場合の報告を求め、医薬品原料等の確保に努める。

さらに、医療用マスク等の各種防護具について、各都道府県に対し、在庫が不足している感染症指定医療機関に備蓄分を振り分けること等を要請する。

今後の状況等を把握し、マスク、検査試薬、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保に努める。

（３）水際対策の強化

○全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

水際において、地方出入国在留管理局と検疫所との連携を強化し、出入国管理及び難民認定法に基づく厳格な上陸審査を実施する。また、検疫官の応援等の体制強化を行うことにより、日本へ入帰国する者に対して、適切・確実な検疫を実施するとともに、検査体制の強化を行う。あわせて、必要に応じて隔離、停留を行う体制を緊急に整備する。国内外の航空会社、空港会社、空港ビル及び旅客船事業者等に対し、旅客への案内や周知、CIQ[7]官庁との連携等を要請する。さらに、中国から本邦到着便を就航する航空会社や旅客船事業者等に対し、機内・船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布についての徹底とパスポート確認への協力を要請する。

港湾管理者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について連絡・周知を図り、適切な対応を要請するとともに、関係機関

[7] CIQ：税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫所(Quarantine)の略

と連携して、検疫や医療活動等のための港湾施設及び船内等の利用に係る調整支援を実施する。

船舶の旅客の状況等について、迅速かつ正確に情報を把握し、関係機関との共有を図る。

また、海上保安庁においても、関係機関と連携し、巡視船艇等による海上からの感染の拡大防止等必要な支援を行う。

警察においても、関係機関と連携し、水際対策の強化に伴うトラブル防止のため必要な警戒警備を行う。

発生国である中国においては、在外公館等においてサーモグラフィー（熱画像計測装置）を設置し、不特定多数の来訪者からの２次感染拡大を防ぐ。さらに、感染症関連情報の発出により、海外在留邦人及び海外渡航者に対して適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を安全・安心な環境で開催することも見据え、水際対策やサーベイランス対策など国内における対策を強化し、確実に実行する。

○健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

１月 29 日に、厚生労働省に健康フォローアップセンターを立ち上げ、中国便の搭乗者のうち武漢市等の滞在歴がある方に質問票を配付し、有症者との接触歴等を把握した上で、電話等による健康状態のフォローアップを開始した。

この健康フォローアップセンターを中心に、自治体との円滑な連携、情報共有をはじめ、今後の情勢に適切に対応できるよう必要な体制を緊急に整備する。

○入国管理の更なる強化

中国における感染者数の拡大や、感染症の発生のおそれがある旅客船が今後も我が国に来航する可能性を踏まえ、国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和２年２月 12 日）により、上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定を行って機動的な水際対策を可能とする。

これに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前 14 日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在

歴がある外国人等[8]に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された中国旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする[9]。

また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする[10]。

今後も状況の推移を見極めつつ、上陸拒否措置が必要となれば、機動的に対象となる地域や旅客船名を報告し、公表する。

（４）影響を受ける産業等への緊急対応

○国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

日本政府観光局（JNTO）の Twitter や Weibo 等を活用し、訪日外国人旅行者に対して正確な情報発信を行う。あわせて、新型コロナウイルス感染症に関する国民の不安や疑問に対応するため、厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）を設置する。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報提供、発熱等を訴える観光客等の医療機関での受診勧奨などを行う日本政府観光局のコールセンターについてプッシュ型で周知を強化する。また、宿泊事業者等に対しても同様に正確な情報発信や医療機関への受診勧奨を行うとともに、受診勧奨を行った場合の報告を行うよう要請する。

また、訪日旅行や国内旅行を検討している者に対しても、その不安や疑問に対応するため、観光庁・日本政府観光局（JNTO）や旅行関係団体等において、正確な情報発信を行う。

また、内閣官房とスポーツ庁が共同で設置する相談窓口等を活用して、政府と競技団体、関係自治体等との情報連携を強化し、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた準備に万全を期す。

---

[8] 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和２年１月 31 日）。

[9] 令和２年２月 13 日午前０時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

[10] 令和２年２月 13 日午前０時（日本時間）から実施。

○観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により、資金繰り支援を実施する。特に、日本政策金融公庫等において、新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、資金繰り支援の必要がある場合、売上高の減少等の程度に関わらず、セーフティネット貸付の対象とするよう、要件を緩和する。また、信用保証については、特に重大な影響が生じている業種について通常とは別枠で借入債務の 80%を保証するセーフティネット保証５号を実施するとともに、自治体の要請があった場合に通常とは別枠で借入債務の 100%を保証するセーフティネット保証４号を実施する。さらに、一時的な業況悪化等の支障をきたしている旅館業等営業者等に対して、経営を安定させるために必要な資金繰り支援を行う。これらの資金繰り支援を的確に実施するため、日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症対策のための緊急貸付・保証枠として5,000 億円を確保する。

また、宿泊事業者等を念頭に、地方運輸局等にも特別相談窓口を設置し、事業者の状況や要望を聞き取り、活用可能な支援策の紹介や関係部局と連携した支援を実施する。

さらに、令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事業等において、今般の感染症の影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者に対し、優先的に支援する。加えて、産業界に対して、経営基盤の弱い下請等中小企業に対する影響を最小限とするため、取引上の配慮を求める要請を行う。

地方経済産業局、中小企業基盤整備機構、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会等をはじめとする中小企業を支援する各関係機関に、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を設置する。

財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

また、金融庁から民間金融機関に対して、事業者を訪問するなど丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更など、

適切な対応に努めることを要請し、積極的な事業者支援を促す。

その上で、今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、観光業への対策など、必要な施策を講じていく。

○雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、前年度の中国（人）関係売上等が全売上高等の一定割合以上である者を対象に、支給要件を緩和する。

（５）国際連携の強化等

○感染症対策に係る国際支援

国立感染症研究所において分離に成功したウイルスを、研究開発用に、世界各国等へ無償で供与する。

さらに、アジア各国等からの要請に基づき、医療資機材等を供与するとともに、中国の周辺国を中心とした保健システムの整備を支援し、アジア各国等の検査体制の充実に貢献する。加えて、各国・地域と密接に連携し、国際的な感染動向を把握する。

日中間でハイレベルを含めて意思疎通を行い、新型コロナウイルス感染症対策に対する連携を強化する。備蓄物資も活用し、既に、日本政府からの緊急支援物資として、中国側のニーズが強いマスク、ゴーグル、防護服等を提供しているが、必要に応じ追加的に医療資機材等の提供を検討する。

また、現地のニーズを確認する緊急初動調査を開始した認定 NPO 法人ジャパン・プラットフォームなどによる国際貢献に向けた取組を支援する。

（参考）本対応策の所要額

今年度予算を着実に執行するとともに、これに加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。あわせて、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として5,000億円を確保する。

１．帰国者等への支援：30億円

- 帰国者等の受入支援：23.4億円
- 防衛省による生活・健康管理支援：3.2億円　等

２．国内感染対策の強化：65億円

- 検査体制・医療体制の強化：30.6億円
- 帰国者・接触者外来、接触者相談センターの設置：5.1億円
- 検査キット、抗ウイルス薬・ワクチン等の研究開発：10.0億円
- 国際的なワクチン研究開発等支援事業：10.7億円
- マスク生産設備導入補助：4.5億円　等

３．水際対策の強化：34億円

- 有症者発生時の感染の拡大防止に必要な措置：30.2億円
- 検疫体制の強化：3.4億円　等

４．影響を受ける産業等への緊急対応：6億円

- コールセンターの設置：4.9億円
- 雇用調整助成金：1.0億円

（参考）日本政策金融公庫等：緊急貸付・保証枠5,000億円　等

５．国際連携の強化等：18億円

- アジア各国への検査体制充実への貢献：16.5億円
- ＮＧＯを通じた支援：1.0億円　等